

『弱さの倫理学』（医学書院）を読む

■ はじめに：精神医療の「倫理」とは誰の倫理か

精神科医療の実践において、「倫理」はしばしば制度や専門性の裏付けとして機能しているように感じる。だがそれは、本人の声や経験を回避し、介入を正当化する方便になっていないだろうか。

宮坂道夫氏の『弱さの倫理学』は、そのような実践者の問いに真正面から応じてくる。倫理とは、「弱い存在を前にした人間が、自らの振る舞いについて考えるもの」（p. 4）という定義は、精神医療がまさに「弱さ」と向き合う現場であることを思い出させる。

■ 無危害性原則と精神医療

宮坂は、古典的な医の倫理を示す例として、ヒポクラテスの誓いを挙げる。『頼まれても、死に導くような薬を与えない。婦人を流産に導く道具を与えない』。このような生々しい文言が並べられている。

現代においてはより抽象化され、「無危害性原則」として展開される。この原則は、「利益が不利益を十分に上回る場合にのみ、その技術の適用が許される」と定義される。精神医療では、「暴れているから」「自傷のリスクがあるから」として、即座に拘束・隔離が選択されることが少なくない。しかし、それが本当に「不利益を上回る利益」を伴っているのかの検討は、十分に行われているとは言い難い。

■ 普遍化可能性と倫理の自律性―「誰にでも同じことを言えるか」

本書の中で繰り返されるのが、「普遍化可能性」というキーワードである。

『倫理的に好ましい判断や行動を導くというよりは、倫理というものを考えるにあたっての最も基本的な考え方を示すものであり、いわば「原則の原則」のようなもの』（p. 126）と宮坂は言う。

精神医療の現場では、往々にして「この人には説明してもわからないから」「病識がないから」「判断能力がないから」として、説明責任や合意形成を回避することがある。それは、倫理が特定の相手にのみ適用されない、つまり普遍化されていない状態である。

もし「自分の家族だったら同じことをするか？」「健常な他者だったら同じ扱いをするか？」という問いに「否」と答えるのであれば、そこには倫理の歪みがある。

■ プロフェッショナリズムの再定義―「自治」なき専門性は服従にすぎない

宮坂は、専門家のあり方について、こう述べる。プロフェッショナルとは、『自分たちが守るべき職業上の責務に明確に宣言していることを指している』（p. 138）精神医療の領域では、専門性がしばしば国家権力と結びつく。強制入院の判定、医療保護入院の同意、薬物治療の継続。これらは制度的には「合法」であるが、倫理的に正当であるかどうかは別の問題である。

本書では、ナチス・ドイツにおいて医師たちが「命令がなくてもT4作戦を自発的に実行した」という事実を引き合いに出しながら、専門性が倫理の自治を失ったとき、それは加害に変わることを警告している。現代の精神医療でも、制度に従うだけで自らの実践の倫理性を検証しない状態は、かつての歴史と地続きである。

■ 結びに―「弱さ」とは関係性の出発点である

『弱さの倫理学』が繰り返し伝えているのは、倫理とは強い者が弱い者に施すものではなく、弱さの側からしか立ち上がらないという根本的な視点である。

「してあげる」支援でも、「管理する」専門性でもない。相手を手段としてのみ扱わず、関係のなかで共に在ろうとする姿勢こそが、精神医療における倫理の根幹となるのではないか。

この本は、私たちに専門職としての足場を問い直させるだけでなく、そもそも“人としてどうあるか”という根源的な問いに立ち返らせる書である。精神科医療に関わるすべての人にとって、決して他人事ではない一冊である。

